

# 労働者死傷病報告の様式が改正されました

(労働安全衛生規則様式第23号)

施行日：平成31年1月8日

労働者が外国人の場合には、

**「国籍・地域」と「在留資格」**の記入が必要です。

※ 在留カード等のコピーを労働基準監督署に提出する必要はありません。

※ 「特別永住者」(在日韓国・朝鮮人等)など、外国人雇用状況の届出制度の対象外となっている方については、記入の必要はありません。

### 国籍・地域

在留カード

国籍・地域 米国  
NATIONALITY/REGION

見本

★ 在留カードまたは旅券(パスポート)上の「国籍・地域」欄を転記してください。

### 在留資格

在留カード

在留資格 特定活動  
STATUS Designated Activities

見本

★ 在留カードまたは旅券(パスポート)上の上陸許可証印に記載されている「在留資格」欄の内容を、そのまま転記してください。

### ★ 在留資格が「特定活動」の場合

在留資格が「特定活動」の場合には、旅券に添付されている指定書(右参照)で活動タイプを確認し、下表のうち、あてはまる活動タイプを1つ、在留資格欄に記入してください。

特定活動の活動タイプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定活動(ワーキングホリデー)</li> <li>特定活動(EPA)</li> <li>特定活動(高度学術研究活動)</li> <li>特定活動(高度専門・技術活動)</li> <li>特定活動(高度経営・管理活動)</li> <li>特定活動(高度人材の就労配偶者)</li> <li>特定活動(建設分野)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定活動(造船分野)</li> <li>特定活動(外国人調理師)</li> <li>特定活動(ハラール牛肉生産)</li> <li>特定活動(製造分野)</li> <li>特定活動(就職活動)</li> <li>特定活動(その他)</li> </ul>
------------	--	---

指定書  
DESIGNATION  
氏名 Name  
国籍 Nationality

見本

日本国法務大臣  
MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT

### ★ 在留資格が「技能実習」の場合

在留資格が「技能実習」の場合には、区分までそのまま転記してください。(例) 技能実習1号イ など